三　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は貨物の運送の用に供する車両総重量が５ｔ以下の自動車であって、複数の原動機を有する自動車の原動機の出力は、協定規則第177号の規則7. 及び8. に定める方法により測定してもよい。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ　（略）

ハ　前項第３号、第４号、第７号、第８号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録６に定める基準（４フェーズＷＬＴＣによる評価及びレベル１Ａに係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（前照灯等）

第42条　（略）

２～９　（略）

10　保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

三　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第154号の附則５の要件又はこれと同等の欧州連合規則（以下この号において「協定規則等」という。）に適合することが明らかである自動車にあっては、協定規則等と同等の別添125の要件に適合するものとみなす。

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。この場合において、車両総重量が3.5ｔ以下のものであって複数の原動機を有する自動車にあっては、協定規則第177号の規則7. 及び8. に定める方法により、その出力を測定してもよい。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ　（略）

ハ　前項第３号、第４号、第７号、第８号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（前照灯等）

第42条　（略）

２～９　（略）

10　前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。